

新スボ協第234号
令和4年6月21日

本会加盟団体長様
新潟県総合型地域スポーツクラブ代表者様
スポーツ団体代表者様

公益財団法人新潟県スポーツ協会
専務理事 細貝 和司

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業の募集について（依頼）

平素から本県のスポーツ振興に御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、本会では、新潟県からの委託を受け、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等を支援し、スポーツによる地域活性化を推進するため「スポーツと地域活性化の好循環創出事業」の第3期事業（令和4～6年度指定）を実施します。
つきましては、下記により事業の企画提案を募集しますので、積極的に御応募いただきますようお願いします。

記

1 実施要綱等及び様式

- (1) 実施要綱、実施要領、審査要領、募集要領、参考資料
- (2) 様式1～5、様式3（記入例）

2 提出先

（公財）新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課
spol@niigata-sports.or.jp

3 スケジュール

募集公示	令和4年6月21日（火）
質問の受付期限	令和4年7月8日（金）
質問の回答期限	令和4年7月15日（金）
参加申込の期限	令和4年7月15日（金）
企画提案書の提出期限	令和4年8月5日（金）
〔書類審査結果通知〕	令和4年8月12日（金）（予定）
審査委員会・プレゼンテーション	令和4年8月下旬（予定）
団体の指定	令和4年8月下旬（予定）

4 留意事項

- (1) 市町村スポーツ主管課へは、新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課から通知します。
- (2) 本会及び新潟県広域スポーツセンターのウェブサイトでも公開（募集）します。

（担当）公益財団法人新潟県スポーツ協会
スポーツ推進課 濵谷・河内
電話：025-287-8600

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要綱

令和4年6月6日
新潟県観光文化スポーツ部
ス ポ 一 ツ 課

1 趣旨

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2 対象となる取組

本事業は、次の要件を全て満たす取組を対象とする。

- (1) 地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組であること。
- (2) スポーツによる地域活性化（まちづくり、交流人口の拡大）を推進する取組であること。
- (3) スポーツ関係団体、観光関係団体、まちづくり関係団体、民間企業、行政等が連携・協働して実施する取組であること。
- (4) 新潟県内で実施する取組であること。

3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

4 指定団体の要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体、又は新潟県内の市町村とする。

- (1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体であること。
- (2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方法を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体であること。
- (3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体であること。

5 事業費の額

原則として、1年度当たり1指定団体50万円を上限とする。なお、指定団体となった場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県スポーツ協会と協議の上、決定するものとする。

6 指定期間

原則として、令和4年度から令和6年度まで継続して指定する。ただし、令和5年度以降については、県の次年度以降の予算成立を前提にしており、予算措置されない場合は当該年度限りの実施とする。

7 事業の対象経費等

- (1) 本事業の対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費、スポーツ用具費（5万円が上限）、印刷製本費、役務費、委託料、負担金（講習会参加費等）、使用料及び賃借料その他事業実施上必要と認めたものとする。
- (2) 本事業の対象となる経費の額は、県スポーツ協会が認めた額とする。

8 委託の取扱い

指定団体は、第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、事業の一部に限り委託することができる。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

9 経費の支払い

- (1) 本事業の対象となる経費は、原則として、県スポーツ協会が支払いを行う。
- (2) 指定団体は、あらかじめ事業実施計画書兼経費見積書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

10 事業計画書の提出

指定団体は、毎年度3月31日までに翌年度の事業計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

11 事業計画の変更

- (1) 指定団体は、事業計画に変更がある場合は、速やかに変更計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 指定団体等は、上記(1)に該当する場合であっても、事業計画書に記載された経費の項目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における金額の増減が20%又は5万円のいずれか高い額を越えない場合には、承認を得ることを要しない。

12 事業報告書の提出

指定団体は、毎年度3月31日までに当該年度の事業報告書を県スポーツ協会に提出するものとする。

13 広報の実施・協力

指定団体は、様々な媒体を通じて積極的な情報発信に努めるとともに、県スポーツ協会等が行う広報に協力するものとする。

14 書類の保管

指定団体は、本事業に関する書類について、事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

15 秘密の保持

指定団体は、本事業の遂行によって知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

16 調査等

- (1) 県スポーツ協会は、本事業の実施状況等について、実態調査を行うことができる。
- (2) 県スポーツ協会は、事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 県スポーツ協会は、指定団体に対して指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力するものとする。

17 指定の解除

県スポーツ協会は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、指定団体の指定を解除することができる。

- (1) 指定団体が本事業の実施に際し、不正行為を行った場合
- (2) 指定団体が県スポーツ協会に虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定団体とすることがふさわしくないと認められる場合

18 その他

この要綱に定める事項のほか、必要な事項は、県スポーツ協会が別に定める。

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要領

1 目的

この要領は、第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業実施要綱に規定する事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 実施運営

事業の実施、運営に当たっては、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）から指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）の責任の下に行うものとする。

(2) 安全対策

ア 指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、救護体制を確保し、安全に配慮して実施するものとする。

イ 本事業の実施における事故等については、指定団体において対応するものとし、事故等が発生した場合には、速やかに県スポーツ協会に報告するものとする。

ウ 指定団体は、本事業の実施に当たり、スポーツ傷害保険等に加入するものとする。

エ 政府、新潟県や関係スポーツ団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて安全・安心に配慮して実施する。

(3) 物品の適正な管理等

指定団体は、本事業において購入した物品等を適正に管理し、使用するものとする。

なお、指定期間終了後は、当該物品等を指定団体に譲渡することとし、物品等に関する管理及び使用の責任等はすべて指定団体が負うものとする。

3 参加費等に関する事項

(1) 参加費の取扱い

指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、参加者から参加費を徴収することができる。ただし、参加費は、本事業の実施に要する経費に充てられなければならない。

(2) 助成・協賛等の取扱い

指定団体は、事業の内容の充実を図る場合には、本事業費とは別に助成及び協賛等を得て、本事業に充てることができる。

4 事業の対象経費に関する事項

(1) 報償費

会議出席者、実技指導等に係る講師、指導者等への謝金を対象とする（業者等との契約による場合は、役務費に計上すること。）。

(2) 旅費

本事業の実施に必要な旅費、交通費を対象とする。

(3) 消耗品費

本事業の運営に直接必要とする消耗品を対象とする。ただし、1点あたりの取得価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1万円以上のものは、対象とならない。

(4) スポーツ用具費

スポーツ、競技等の実施に直接必要とする用具又は消耗品を対象とする。ただし、事業費の対象となるのは、総額（消費税及び地方消費税を含む。）5万円までとする。

(5) 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット等の印刷製本に係る経費を対象とする。

(6) 役務費

ア 会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費、保険料を対象とする。

イ はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を対象とする。

(7) 委託料

指定団体が自ら行うことが困難な事務の外部委託に要する経費を対象とする。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

(8) 使用料及び賃借料

会場使用料、機械・物品・用具・器具・設備等の借上料やリース料を対象とする。

(9) 食糧費

食糧費（会議等における飲料費を含む。）は、事業費の対象とならない。

(10) その他

本事業の対象となるのは、県スポーツ協会から指定を受けた後に支出した経費に限るものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県スポーツ協会が別に定める。

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領

1 目的

この要領は、第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業の指定団体を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

- (1) 本事業に係る企画提案の審査は、審査委員会により実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査を行うものとする。

3 審査委員

別表1のとおり

なお、審査委員は、予告なく変更（代理出席含む）し、又は追加する場合がある。

4 審査方法

- (1) 審査委員は、「5 審査基準及び配点」に定める審査項目に基づき評価する。
- (2) 審査委員ごとに100点を満点として評価点を合計し、総得点が最も高い参加者から指定団体候補者として選考する。
- (3) 最低基準点は60点とし、基準点を下回った委員があった場合は、協議によって指定団体候補者としての適格性を審査する。
- (4) 総得点が同点となった場合は、協議によって順位を決定する。

5 審査基準及び配点

別表2のとおり

6 審査結果の通知

審査結果については、企画提案審査の参加者に文書で通知（メール送信）する。

別表1 審査委員会委員

1	学識経験者（複数名とする場合がある）
2	新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課長
3	公益財団法人新潟県スポーツ協会専務理事

別表2 審査基準及び配点

審査基準		配点
1 全体のコンセプト	① 「スポーツによる地域活性化」が期待できるコンセプトとなっているか。 ② 「地域資源（地域特有の自然環境、施設等）」や「地域の特性」を十分に活かしたコンセプトとなっているか。 ③ 他の地域においても参考となるモデル的な取組みとなっているか。	20
2 事業内容	① 事業目的が、明確であるか。 ② 事業内容は、目的に合ったものとなっているか。 ③ 事業内容は、着実な実施が見込めるものとなっているか。 ④ 年度毎の目標、計画等は適切なものとなっているか。 ⑤ 事業の効果を高めるための工夫がなされているか。	30
3 持続性・発展性	① 本事業終了後の令和7年度以降も、持続的、発展的な取組みが期待できる戦略やストーリーが描かれているか。	20
4 新規性・拡充性	① 新規性が高い内容か。 ② これまでの取組みを踏まえ、拡充された、又は発展的な内容か。	10
5 連携・協働	① 多様な主体（団体等）と連携・協働した取組みとなっているか。又は十分見込まれるか。 ② 連携・協働の相手の役割は明確となっているか。 ③ 連携・協働の相手の強み、特色を活かしているか。	10
6 実施体制	① 事業の実施に必要な人員、体制等が確保されているか。又は整えられる見込があるか。 ② 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有しているか。	5
7 経費の妥当性	① 妥当な経費が見積もられているか。	5

□ 各審査項目の配点は、5点（最高5点、最低1点）を基準として採点する。

配点	配点基準
5点	大変優れている／大変期待できる
4点	優れている／期待できる
3点	普通
2点	やや劣る／あまり期待できない
1点	劣る／期待できない

□ 配点が10点、20点、30点の項目は下記により採点する。

配点	採点方法
10点	5点満点×2倍
20点	5点満点×4倍
30点	5点満点×6倍

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業

(2) 目的

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

(3) 事業の実施方法

本事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

(4) 事業内容

「第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要綱」のとおり

(5) 事業期間

原則として指定日から令和7年3月末日まで

2 事業費の額等

(1) 事業費

原則として、1年度当たり1指定団体50万円を上限とする。

(2) 採択数

3団体（予定）

3 資格要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体又は新潟県内の市町村とする。

- (1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体
- (2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方針を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体
- (3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

この事業の募集に関する説明会は実施しない。

5 参加申込み

本企画提案審査に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、「参加申込書」（様式1）を提出すること。

申込期限：令和4年7月15日（金）17時

申込先：問合せ先に同じ

方法：メール送信のみ spol@niigata-sports.or.jp

提出データ：Word又はPDFで提出する

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限等

期 限：令和4年8月5日（金） 17時

提出先：問合せ先に同じ

方 法：メール送信のみ spol@niigata-sports.or.jp

(2) 提出書類の記載事項

事業目的を理解し、「第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領 5 審査基準 及び配点（別表2）」を踏まえ作成すること。また、記入例も参照すること。

(3) 作成及び提出にあたっての留意事項

① 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

② 「企画提案書（Excel）」（様式3）を必ず提出する。

③ 企画提案書とともに下記により「参考資料」を提出することができる。（任意）

・「A4用紙サイズ」5枚（片面）以内とする。

・単色、カラーどちらでも可。

・パワーポイントのスライドの場合は、A4用紙サイズ5枚以内にPDF変換（2in1／1ページに2スライド）して提出すること。従ってパワーポイント「スライド」は最大10枚までとする。

・参考資料中に写真やグラフ等を掲載できるが、動画は認めない。（プレゼンテーションでも動画投影やウェブサイトへのアクセスは不可とする）

・プレゼンテーションでは、パワーポイントのアニメーション機能を使うこともできるが、事前に提出しているPDF版との内容変更は認めない。

④ 提出期限以降の企画提案書及び参考資料（動画、画像データを含む）の差替え又は再提出は認めない。

⑤ プrezentationで使用を希望する場合は、パワーポイントのデータを企画提案書の提出とともに送信する。

なお、プレゼンテーションに向けたPCへのデータ移行、動作確認は、県スポーツ協会で行う。

7 誓約書の提出

「誓約書」（様式4）（Word又はPDF）は、企画提案書とともにメールで提出する。

8 募集要領等の内容に対する質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受け付け

「質問票」（様式5）を提出すること。

期 限：令和4年7月8日（金）17時まで

方 法：電子メール

送信先：spol@niigata-sports.or.jp

(2) 質問の回答について

期 日：令和4年7月15日（金）（予定）

回答方法：質問者にメールで返信する。また、他の参加申込書の提出者にも同様に送信する。

(3) その他

質問に対する回答は、本要領、実施要綱及び実施要領の追加又は修正として扱う。

9 プrezentationの実施

(1) 提案者は、審査委員会において下記のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 事前に提出している企画提案書に基づき説明のこと。（審査委員の書類は、県スポーツ協会で予め配布する。参加者は自らの分のみを持参すること。）

② 説明開始から終了までは20分以内とする。（参加者の自己紹介、企画提案書、参考資料の

説明すべての時間)

- ③ 説明後に審査委員からの質疑応答時間（15分程度予定）を設ける。
 - ④ パワーポイントでプロジェクターを使用する場合は、県スポーツ協会で事前に動作確認を行う。（当日はPCにデータを入れておく）
 - ⑤ オンライン参加による画面共有の場合における不具合（動作不良等）は参加者で対処すること。（その時間も説明時間に含める）
- (2) プレゼンテーションは、令和4年8月下旬に新潟市内（Zoomによるオンライン参加も可）で実施予定。プレゼンテーションの日時（概ね1団体30～40分）等の詳細については、別途、参加申し込み者に通知する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加者は3名以内とする。また、参加にあたってはマスクを着用するとともに、体調が優れない場合や発熱や咳などの風邪症状がある場合は、参加しないこと。会場での検温結果によっては、プレゼンテーションに参加できない場合がある。
- (4) 企画提案書の提出者が多数である場合は、県スポーツ協会において提出された書類による書類審査を行い、審査委員会に諮る参加者の選定を行う場合がある。書類審査を実施した場合は、令和4年8月12日（金）までに応募者全員に結果を通知する。
- (5) 応募者数又は新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、上記内容を事前の予告なしに変更する場合がある。

10 審査要領

「第3期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領」による。

11 審査結果の通知

審査結果については、結果のみを提出者に文書で通知（メール送信）する。

12 日程

募 集 公 示	令和4年6月21日（火）
質 問 の 受 付 期 限	令和4年7月8日（金）
質 問 の 回 答 期 限	令和4年7月15日（金）
参 加 申 込 の 期 限	令和4年7月15日（金）
企画提案書の提出期限	令和4年8月5日（金）
[書類審査結果通知	令和4年8月12日（金）（予定）]
審査委員会・プレゼンテーション	令和4年8月下旬（予定）
団 体 の 指 定	令和4年8月下旬（予定）

13 指定に関する事項

- (1) 県スポーツ協会は、審査委員会の評価が最も高い提案を行った者から指定手続きを行い、予算の範囲内で指定する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、指定を行わないことがある。
- (2) 指定団体となった場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、指定団体は、県スポーツ協会と協議の上、事業内容を決定するものとする。

14 問合せ先

公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課 担当：瀧谷・河内
〒950-0933 新潟市中央区清五郎67番地12 デンカビッグスワンスタジアム内
電話番号：025-287-8600
E-Mail：spol@niigata-sports.or.jp

15 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の

負担とする。

- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」(様式2)を提出すること
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とし、応募を無効とする。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 特別の理由なく審査委員会・プレゼンテーションに参加しなかった者
- (7) 本事業の審査・結果通知等に関する県スポーツ協会からの通知は、電子メール送信のみで行う。
- (8) 新型コロナウィルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、審査方法等を下記のとおり変更する場合がある。
 - なお、変更する場合は、参加者に連絡する。
 - ① プrezentationを中止し、審査委員会での書類審査のみで決定する。
 - ② 審査委員会・プレゼンテーションの実施期日を変更する。
 - ③ 集合を中止し、オンライン形式のみでプレゼンテーションを実施する。
 - ※感染拡大の状況によって、直前に変更する場合がある。
- (9) 参加申込書、企画提案書等の提出があった場合は、県スポーツ協会から受領した旨の返信メールを送信する。送信後数日経過しても受領確認の返信メールがない場合は、電話で問い合わせをすること。

【趣旨】

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

【対象となる取組み】

本事業は、次の要件を全て満たす取組みを対象とする。

- 地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組みであること。
- スポーツによる地域活性化（まちづくり、交流人口の拡大）を推進する取組みであること。
- スポーツ関係団体、観光関係団体、まちづくり関係団体、民間企業、行政等が連携・協働して実施する取組みであること。
- 新潟県内で実施する取組みであること。

【指定団体の主な要件】

本事業の指定を受けることができる団体は、
非営利のスポーツ団体等又は新潟県内の市町村とする。





【事業の概要】

R4.6.16

- ◆ 原則として3年間（令和4年度から令和6年度まで）指定する。
- ◆ 指定団体の予算は、原則として年度当たり50万円を上限とする。
- ◆ 指定団体（事業企画・実行）と県スポーツ協会（経費執行）とで連携し、共同して事業を推進する。

<第2期（令和元年度～3年度）指定団体の事業実施概要の紹介>

特定非営利活動法人 ネーボス スポーツ クラブ	<p>ユニバーサルスポーツによる活用ある「共生社会づくり」の実現</p> <p>「ユニバーサルスポーツによる活気ある共生社会づくり」を掲げ、ユニバーサルスポーツによる「市民の健康づくり推進」「共生社会づくりを推進する人材育成」「交流人口づくりと経済効果」を目指して取り組んだ。</p> 

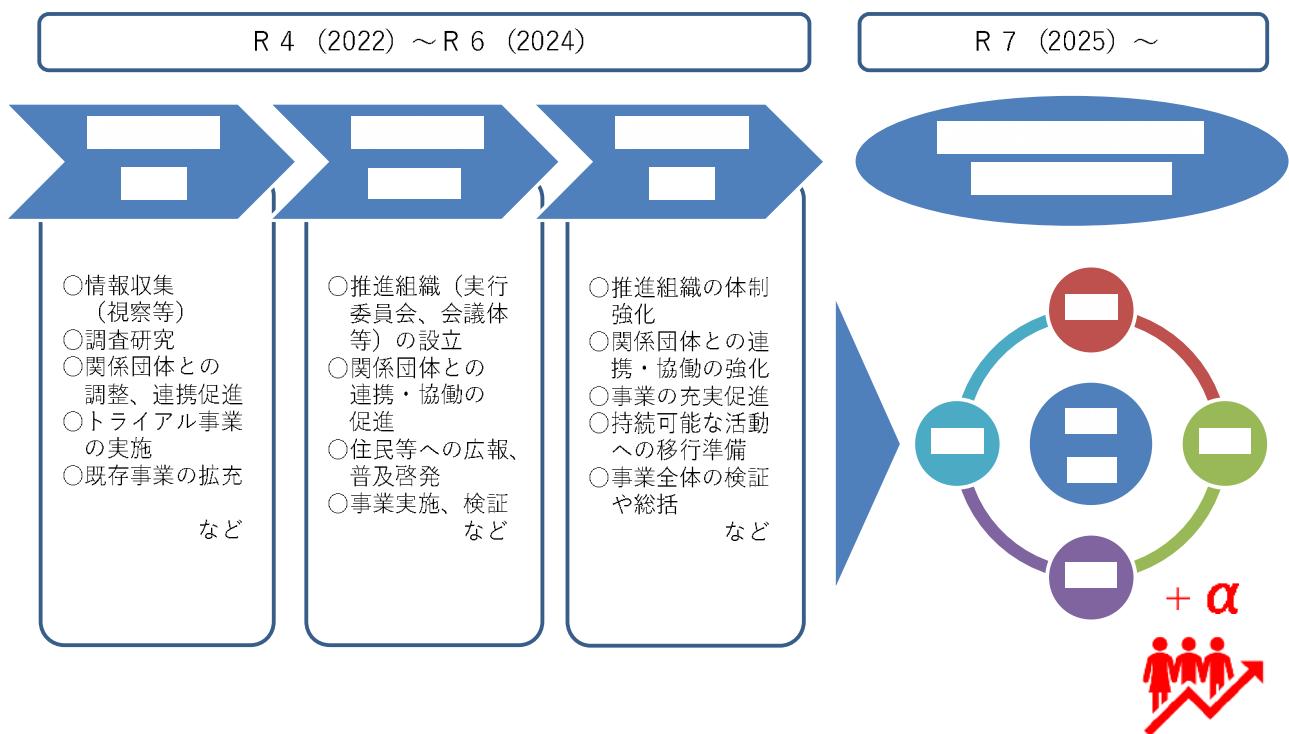
R4.6.16

松之山 スキー協会	雪国に「住んで良し、訪れて良し」のSNOW SPORTSの取組 雪国に「住んで良し、訪れて良し」のSNOW SPORTSの取組を目指し、「まつのやま学園（小中一貫校）」の取り組むスノースポーツ授業を土台として、豪雪地帯のマイナスイメージをスノースポーツの魅力でプラスに転じ、世界的には価値のある豪雪地帯の天然雪の恵みを松之山地区のアドバンテージとして活かし、地域プライドを醸成して観光交流、関係交流（雪里留学等）によって松之山ならではの地域産業と地域教育の活性化、地元の競技者育成を目指して取り組んだ。					
南魚沼市	自転車によるまちづくり「RIDE ON 南魚沼プロジェクト」の推進 自転車によるまちづくり「RIDE ON 南魚沼プロジェクト」を掲げ、自転車を軸に地域資源を活用し、南魚沼市の課題にみんなで挑戦し、スポーツの力で地域を元気にすることを目指して取り組んだ。					



【事業展開イメージ】

R4.6.16



※年次別の事業展開の一例です

